

平成24年10月30日

長崎県企画振興部地域振興課

内線：2134 直通：895-2134

担当：村山、岡山、福本

平成23年度市町等地方公営企業決算の概要（速報）

1 事業数

地方公営企業の事業数は141事業（法適用企業：46事業、法非適用事業：95事業）で、前年度と比べて1事業減少となっています。

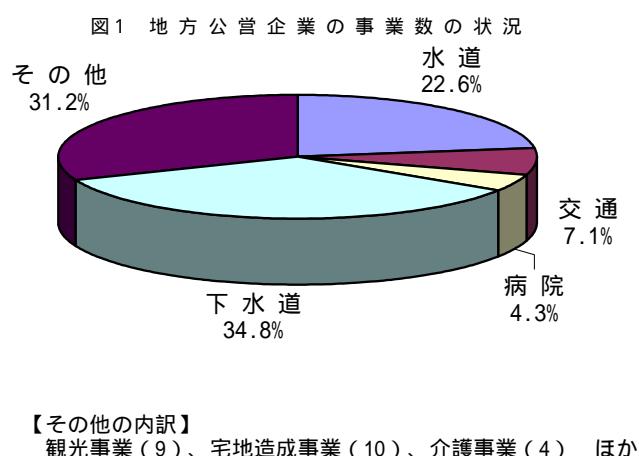


表1 地方公営企業の事業数の推移

(単位：事業)

区分	H19	H20	H21	H22	H23
水道	35	35	32	32	32
交通	10	10	10	10	10
病院	9	9	7	7	6
下水道	50	50	49	49	49
その他	42	42	43	44	44
合計	146	146	141	142	141

2 職員数

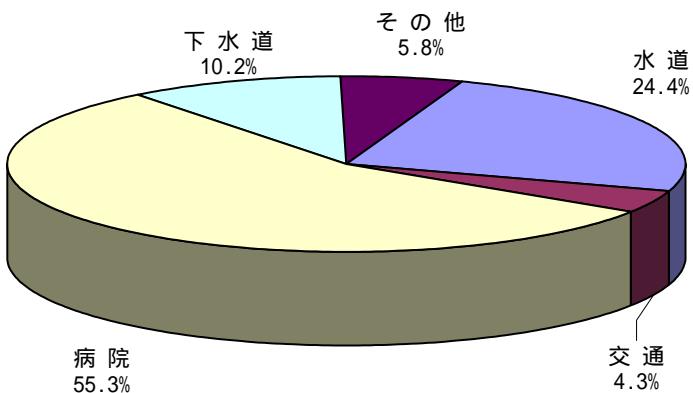
地方公営企業に従事する職員の数は、長崎県内の市町職員の約5分の1を占める2,896人（法適用企業：2,563人、法非適用企業：333人）で、前年度と比べて203人、6.6%減少しています。

職員数減少の主な理由は、病院事業や介護サービス事業の民営化、定員管理の適正化等が要因となっています。

図2 地方公営企業の職員数の状況

表2 地方公営企業の職員数の推移

(単位：人)



区分	H19	H20	H21	H22	H23
水道	837	803	762	744	708
交通	181	163	139	126	124
病院	1,939	1,752	1,719	1,680	1,601
下水道	346	327	313	307	294
その他	271	242	240	242	169
合計	3,574	3,287	3,173	3,099	2,896

3 決算規模

決算規模は1,269億13百万円で、事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっています。また、決算規模を比較すると、前年度と比べて45億4百万円、3.4%減となっており、4年連続で減少しています。

決算規模の減少の主な理由は、病院事業の民営化等による減少（対前年度比19億93百万円減）や建設投資額の減少（対前年度比5億23百万円減）等が要因となっています。

図3 地方公営企業の決算規模の状況

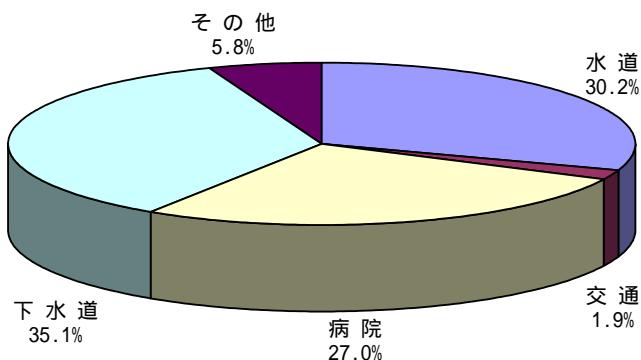


表3 地方公営企業の決算規模の推移

(単位：百万円)

区分	H19	H20	H21	H22	H23
水道	55,573	46,577	43,869	39,242	38,326
交通	2,772	2,569	2,522	2,417	2,417
病院	40,632	39,469	35,605	36,257	34,264
下水道	62,315	64,222	58,468	45,418	44,555
その他	8,389	7,331	7,471	8,083	7,351
合計	169,681	160,168	147,935	131,417	126,913

(注) 決算規模の算出は次のとおりです。

法適用事業：総費用 - 減価償却費 + 資本的支出

法非適用事業：総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 繰上充用金

4 経営状況

(1) 全体の経営状況

公営企業全体の収支は、60億8百万円の黒字となっています。

黒字事業は133事業（対前年度比1事業減）で、黒字額は66億67百万円（対前年度比13億81百万円、17.2%減）、赤字事業は7事業（対前年度比2事業減）で、赤字額は6億59百万円（対前年度比14億69百万円、69.0%減）となっています。

赤字額が減少した主な理由は、病院事業において、前年度に民間移譲に伴う財産の特別損失があったこと等が要因となっています。また、黒字額が減少した主な理由は、下水道事業において、前年度に企業会計移行に伴う打切決算で黒字額が大幅増だったこと等が要因となっています。

表4 全体の経営状況

(単位：百万円)

区分	収支額		黒字				赤字			
	H22	H23	H22		H23		H22		H23	
			金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
水道	3,524	3,530	3,524	31	3,530	31	0	0	0	0
交通	43	22	45	8	22	9	2	2	44	1
病院	850	612	1,149	7	932	8	1,999	5	320	2
下水道	2,905	1,679	2,984	47	1,942	45	79	1	263	3
その他	298	209	346	41	241	40	48	1	32	1
合計	5,920	6,008	8,048	134	6,667	133	2,128	9	659	7

(注) 1. 事業数は、決算対象事業数（建設中のものは除き、病院事業については病院数で算入している）です。

事業数 141事業（病院数：6団体 10病院）（建設中事業：法適2事業、非適3事業）

2. 収支額は、法適用事業にあっては純損益、法非適用事業にあっては実質収支です。

(2) 法適用企業の経営状況

建設中を除く法適用企業 48 事業（病院事業については、病院数で算入）のうち、累積欠損金を有する事業数は 17 事業（対前年度比 1 事業減）、累積欠損金の額は 285 億 50 百万円で、前年度と比べて 17 億 91 百万円、5.9% 減少しています。

なお、不良債務については、前年度に引き続き該当なしとなっています。

表5 法適用企業の経営状況

(単位:百万円)

区分	累積欠損金				不良債務			
	H22		H23		H22		H23	
	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
水道	954	1	806	1	0	0	0	0
交通	21	2	21	1	0	0	0	0
病院	22,722	9	20,987	7	0	0	0	0
下水道	6,206	4	6,276	6	0	0	0	0
その他	438	2	460	2	0	0	0	0
合計	30,341	18	28,550	17	0	0	0	0

(注) 病院事業については病院数で算入しています。

(3) 法非適用企業の経営状況

建設中を除く法非適用企業 92 事業の実質収支は、4 億 24 百万円の黒字で、前年度と比べて 11 億 33 百万円、72.8% 減少していますが、全事業が黒字となっています。

黒字額が大幅な減となっていますが、これは前年度に下水道事業において、企業会計移行に伴う打切決算の影響があったことによるものです。

表6 法非適用企業の経営状況

(単位:百万円)

区分	黒字				赤字			
	H22		H23		H22		H23	
	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数	金額	事業数
簡水	99	13	112	13	0	0	0	0
交通	19	7	22	7	0	0	0	0
下水道	1,133	39	104	36	0	0	0	0
その他	306	37	186	36	0	0	0	0
合計	1,557	96	424	92	0	0	0	0

5 料金収入

料金収入は、746 億 62 百万円で、前年度と比べて 26 億 45 百万円、3.4% 減少しています。

事業別にみると、水道事業が最も多く、次いで病院事業、下水道事業、交通事業となっています。

表7 料金収入状況

(単位：百万円)

区分	料金収入額			
	H22	H23	差引	増減率
水道	28,115 (91.7%)	28,055 (91.9%)	60	0.2
交通	1,488 (65.1%)	1,494 (66.4%)	6	0.4
病院	28,311 (86.3%)	26,079 (85.4%)	2,232	7.9
下水道	15,679 (57.5%)	15,889 (60.7%)	210	1.3
その他	3,714 (68.2%)	3,145 (68.6%)	569	15.3
合計	77,307 (78.5%)	74,662 (79.3%)	2,645	3.4

(注) ()内の数値は、総収益に占める料金収入比率です。

6 企業債発行額

企業債発行額は 171 億 87 百万円で、前年度と比べて 30 億 72 百万円、21.8% 増加しています。

事業別にみると、下水道事業が最も多く、次いで水道事業、病院事業となっています。

発行額増加の主な理由は、医療機器の整備や工業団地の造成、民間資金債の借換等が要因となっています。

図4 地方公営企業の企業債発行額

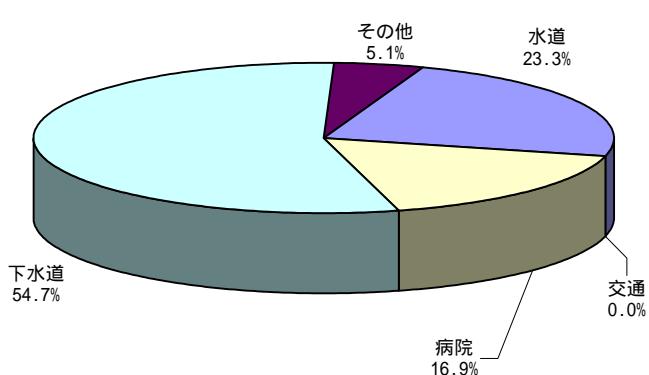


図5 地方公営企業の企業債発行額

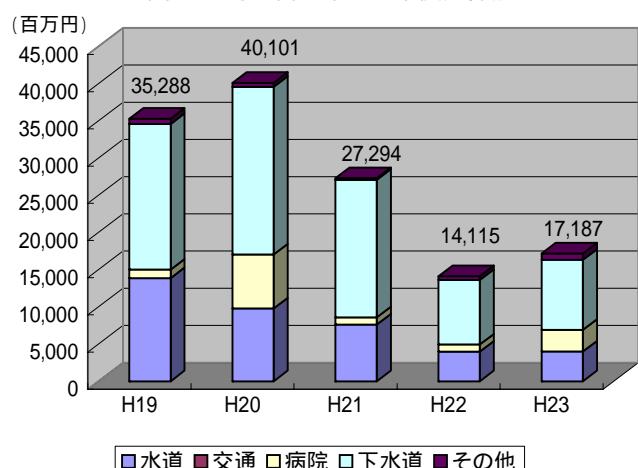


表8

地方公営企業の企業債発行額の推移

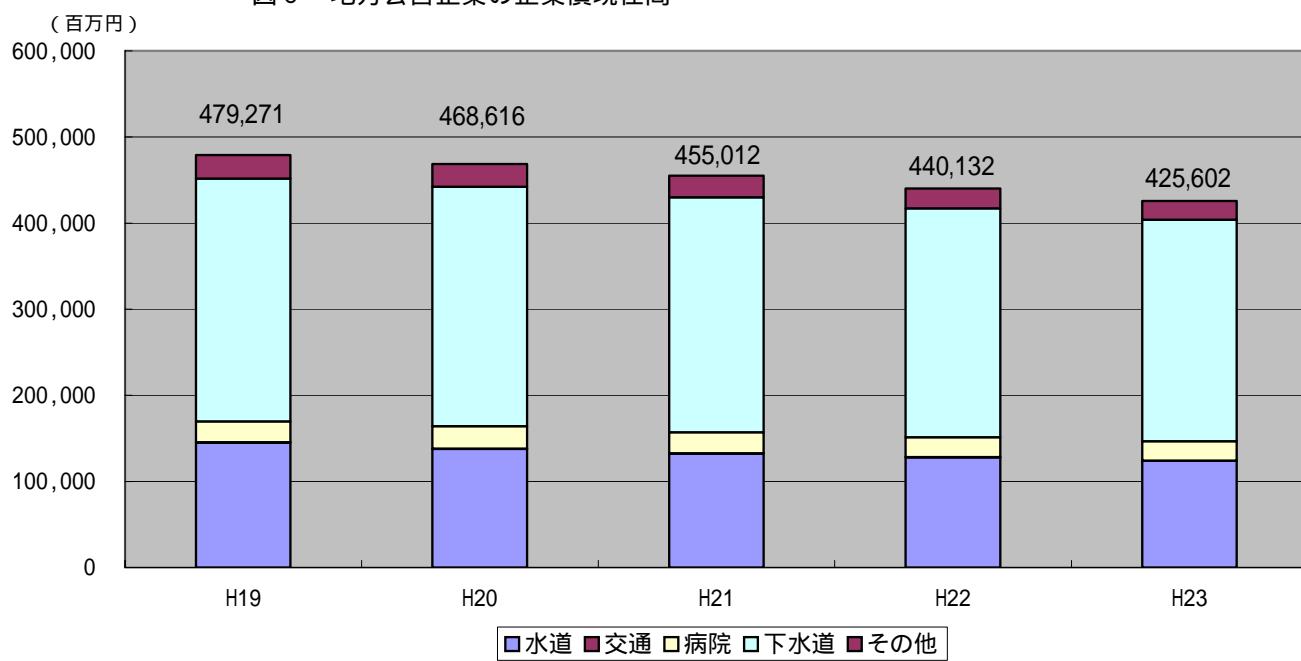
(単位:百万円、%)

事業 年 度	企 業 債 発 行 額					対前年度比較	
	H19	H20	H21	H22 (A)	H23 (B)	増減額 (B)-(A)	増減率 ((B)-(A))/(A)
水 道	13,873	9,791	7,627	3,981	4,012	31	0.8
交 通	0	0	0	0	0	0	0.0
病 院	1,137	7,242	963	958	2,907	1,949	203.4
下 水 道	19,575	22,522	18,495	8,682	9,404	722	8.3
そ の 他	703	546	209	494	864	370	74.9
合 計	35,288	40,101	27,294	14,115	17,187	3,072	21.8

7 企業債現在高

企業債現在高は4,256億2百万円で、前年度と比べて145億30百万円、3.3%減少しており、平成16年度(5,037億54百万円)をピークに7年連続で減少しています。

図6 地方公営企業の企業債現在高



(参考) H16 : 503,754百万円 H17 : 496,766百万円

8 建設投資

建設投資額は 295 億 54 百万円で、前年度と比べて 5 億 23 百万円、1.7% 減少しており、三位一体改革前の平成 15 年度（H15：587 億 69 百万円）と比べると 49.7% 減少しています。

図 7 地方公営企業の建設投資額の状況

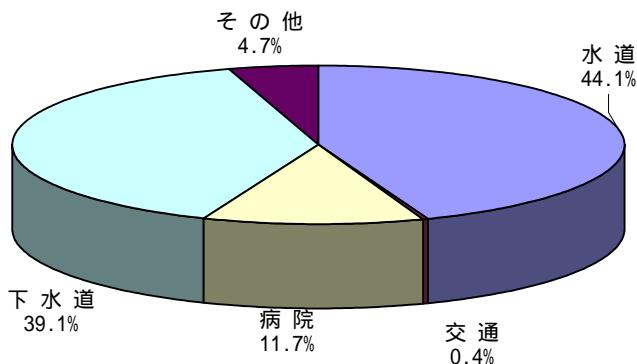
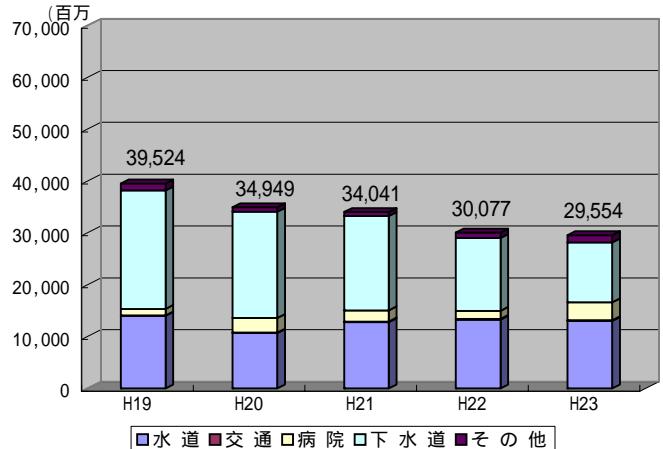


図 8 地方公営企業の建設投資額の推移



（注）建設投資額とは、資本的支出の建設改良費です。

（参考） H15：58,769 百万円 H16：60,747 百万円
H17：44,785 百万円

表9

地方公営企業の建設投資額の推移

（単位：百万円、%）

事業 年 度	建設投資額					対前年度比較	
	H19	H20	H21	H22 (A)	H23 (B)	増減額 (B)-(A)	増減率 ((B)-(A))/(A)
水道	14,017	10,694	12,799	13,276	13,026	250	1.9
交通	55	56	100	126	122	4	3.2
病院	1,263	2,806	2,160	1,563	3,452	1,889	120.9
下水道	22,827	20,527	18,195	14,044	11,555	2,489	17.7
その他	1,362	866	787	1,068	1,399	331	31.0
合計	39,524	34,949	34,041	30,077	29,554	523	1.7

9 他会計繰入金

他会計繰入金は256億28百万円で、前年度と比べて21億29百万円、7.7%減少しています。

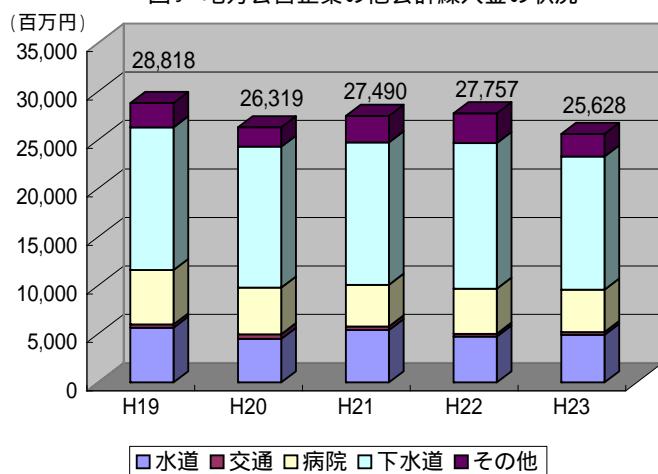
事業別にみると、下水道事業が前年度に企業会計移行に伴う打切決算があったため、大きく減少しています（対前年度比13億2百万円）。

表10 地方公営企業の他会計繰入金の推移

（単位：百万円）

区分	H19	H20	H21	H22	H23
水道	5,655	4,503	5,398	4,726	4,914
交通	316	462	367	298	275
病院	5,610	4,810	4,312	4,637	4,384
下水道	14,725	14,530	14,683	15,028	13,726
その他	2,512	2,014	2,730	3,068	2,329
合計	28,818	26,319	27,490	27,757	25,628

図9 地方公営企業の他会計繰入金の状況



[参考]

法適用企業・法非適用企業

地方公営企業法を適用しているか、していないかの分類。

水道（簡易水道を除く）、工業用水道、自動車運送等の各事業は地方公営企業法の規定の全部が適用される。（地方公営企業法第2条第1項）

また、病院事業については財務規定のみ適用となっている。（同法第2条第2項）

地方公営企業法の適用を受けると、組織として管理者を置き、経営体制の強化を図ることができるほか、会計は発生主義に基づく複式簿記による決算が行われる等、「企業経営体」として一般行政部局とは異なった運営が要請され、また、独立採算制による経営が義務づけられることとなる。（同法第17条の2第2項）

地方公営企業法の適用を受けない場合は、組織、会計、職員の身分は一般行政職と同様であるが、経営面からは独立採算制の考えが適用されることとなる。（地方財政法第6条）

累積欠損金

営業活動の結果生じた欠損金を繰越利益や利益積立金等で補てんできずに翌年度に繰り越すこととなったものが、多年度にわたって蓄積したものという。

不良債務

不良債務は次の式で表される。

不良債務 = 流動負債 - (流動資産 - 翌年度繰越財源)

不良債務とは、流動負債の額が流動資産の額を上回る場合に発生する額をいう。

これは、資金的に見て、当面の支払能力を超える債務の額と考えられる。

累積欠損金には、減価償却費等の現金の支出を要しない経費まで算出され、損益ベースの赤字額を表しているのに対し、不良債務は減価償却費等を除いた実質的な現金ベースでの赤字額を表している。

なお、流動資産とは、1年内に現金化が可能な資産（現金、預金、未収金等）であり、流動負債とは、1年内に現金の支払いを要する負債（一時借入金、未払金等）である。

収益的収支

一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する収益とそれに対応する費用をいう。

収益的収支における収入はサービス提供の対価としての料金等の収益を計上し、支出にはサービス提供に関する職員給与費、物件費、動力費、支払利息等の諸経費などを計上する。また、法適用事業においては、固定資産の減価償却費のように現金支出を伴わない費用も計上する。

資本的収支

経営規模の拡大を図るために要する施設整備、建設改良などに要する資金としての企業債収入と、現有施設に要した企業債の元金償還などを示すものである。

資本的収支における収入には、企業債、固定資産売却代金（売却益を除く）、他会計からの出資金、長期借入金、建設改良事業の補助金、負担金、寄附金など、収益に関係のない収入を計上し、支出には建設改良費、企業債償還元金、他会計からの長期借入金償還金等、費用とは関係のない支出が該当する。

純損益

法適用企業において、総収益から総費用を差し引いた額をいう。

なお、純損益の数値がプラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼び、地方公営企業決算では、それぞれを黒字、赤字と呼んでいる。

実質収支

法非適用企業において、歳入歳出差引額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源を除いたものをいい、実施収支がプラスであれば黒字、マイナスであれば赤字と呼んでいる。

他会計繰入金

一般会計から公営企業会計へ繰り入れた額をいう。

このうち、本来、一般会計が負担すべき、あるいは負担することが適當な経費等として総務省通知により定められている基準に基づく額を「基準内繰入金」、総務省の基準に基づかず個々の団体・企業が独自に繰り入れた額を「基準外繰入金」という。

打切決算

法適用企業が法適用企業となる場合、法適用日の前日の属する会計年度の決算は、法適用日の前日をもって打ち切られる。（地方公営企業法施行令第4条第1項）出納整理期間がないため、法適用後の当面の資金を確保するためにも、極力、黒字決算で打ち切る必要がある。